

日進市公契約条例施行規則

令和 3 年 9 月 30 日
規 則 第 4 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日進市公契約条例（令和 3 年日進市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働条件の確保について報告を求める公契約)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項に規定する報告を求めることができる公契約は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 予定価格が 5, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が 5 0 0 万円以上の次に掲げる業務委託契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務

イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 庁舎等の電話交換又は受付の業務

エ 給食調理の業務

(3) 日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年日進市条例第 1 8 号）第 7 条第 1 項の規定により締結する協定のうち、市長が特に必要があると認めるもの

2 前項第 2 号の予定価格は、1 年以下の契約にあつては当該予定価格、1 年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に 1 2 を乗じて得た額とする。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。